

上下水道利用者様

戸田市水安全部水道施設課

令和6年7月12日及び24日に発生した水道水の濁り水について（お知らせ）

令和6年7月12日及び24日に発生いたしました瞬時電圧低下及び落雷による浄水場ポンプの一時的な機能停止を原因とした市内水道水の濁り水に関しまして、水道水をご利用いただいている皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

濁り水の発生に伴い、当日「捨て水」（濁り水の排水）のご協力をいただいた利用者様に対しまして、下記のとおり「捨て水」相当分を、上下水道料金から減免させていただくこととなりました。

つきましては、捨て水のご協力をいただき、減免の対応を希望される利用者様は、お手数をおかけいたしますが、下記のとおり申請をお願いいたします。

記

1 減免の対象となる地域

戸市内全域

2 減免の対象となる水量及び料金

- ・水量…1 m³ (= 1 t = 1,000 L) ※標準的な浴槽4～5杯分相当
 - ・料金…1 m³分の従量料金（従量料金は、検針月の使用水量により異なる）別紙のとおり
- 《減免例》 2か月で41 m³～60 m³上水道を使用している場合
上水道：120円＋下水道：76円＝合計196円（税抜）
※受水槽等により1 m³を超える見込みがある場合は事前にお問合せください。

3 申請方法及び申請期限

水道料金等減免申請書に必要事項を記入の上、Eメール、郵送又は窓口に持参にて提出してください。

※共同住宅にお住まいの方々であっても、個人での申請としてください。管理組合等でまとめて申請となる場合は申請方法（提出書類）が異なりますので、事前にお問合せください。

【提出先】

〒335-0026 戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎4階
戸田市 水安全部 水道施設課宛
Email: sui-sisetuka@city.toda.saitama.jp

【申請期限】 **令和6年10月31日（木）17時00分まで（必着）**

4 減免方法

次回の水道料金等算定時に検針水量から減免対象水量を減らした上で、水道料金等を確定します。なお、水道料金等減免決定通知書は送付いたしませんのでご承知おきください。

5 問合せ先

戸田市 水安全部 水道施設課
〒335-0026 戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎4階
電話 048-229-4638 [平日（土、日、祝日を除く）の8:30～17:15]

【別紙】

減免の対象となる 1 m³分の従量料金

使用量の欄は、2か月に1度、水道メーター検針時に投函される「水道使用量等のお知らせ」に記載されている「上水道使用量・下水道使用量」を参考にご覧ください。(例：38 m³であれば2段目)

使用量 (2 か月分)	上水道料金 (税抜)	下水道使用料 (税抜)	合計 (税抜)
1 m ³ ~ 20 m ³	45 円	11 円	56 円
21 m ³ ~ 40 m ³	80 円	22 円	102 円
41 m ³ ~ 60 m ³	120 円	76 円	196 円
61 m ³ ~ 100 m ³	160 円	76 円	236 円
101 m ³ ~ 200 m ³	200 円	96 円	296 円
201 m ³ ~ 400 m ³	260 円※	106 円	366 円

※上水道料金は201 m³以上の1 m³あたりの金額はすべて260円(税抜)となります。

この欄の金額が、減免の対象となる 1 m³分の従量料金の金額です。